

厚木農業振興地域整備計画変更方針（案）

1 概要

農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）に基づき策定する農業振興地域整備計画（以下「計画」という。）は、優良農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市町村が定める計画で、マスタープランと農用地利用計画から構成されます。

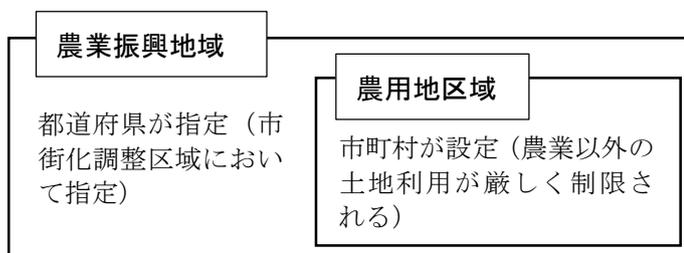
マスタープランは、地域の農業振興に関する事項を定め、農用地利用計画は、今後10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域の位置について、その用途区分を併せて定めています（本市では農地の地番で管理）。

本計画においては、前回の定期変更（平成30年7月）から相当期間が経過し、本市農業振興地域において都市化の進展等、情勢が推移していることから、計画を変更するものです。

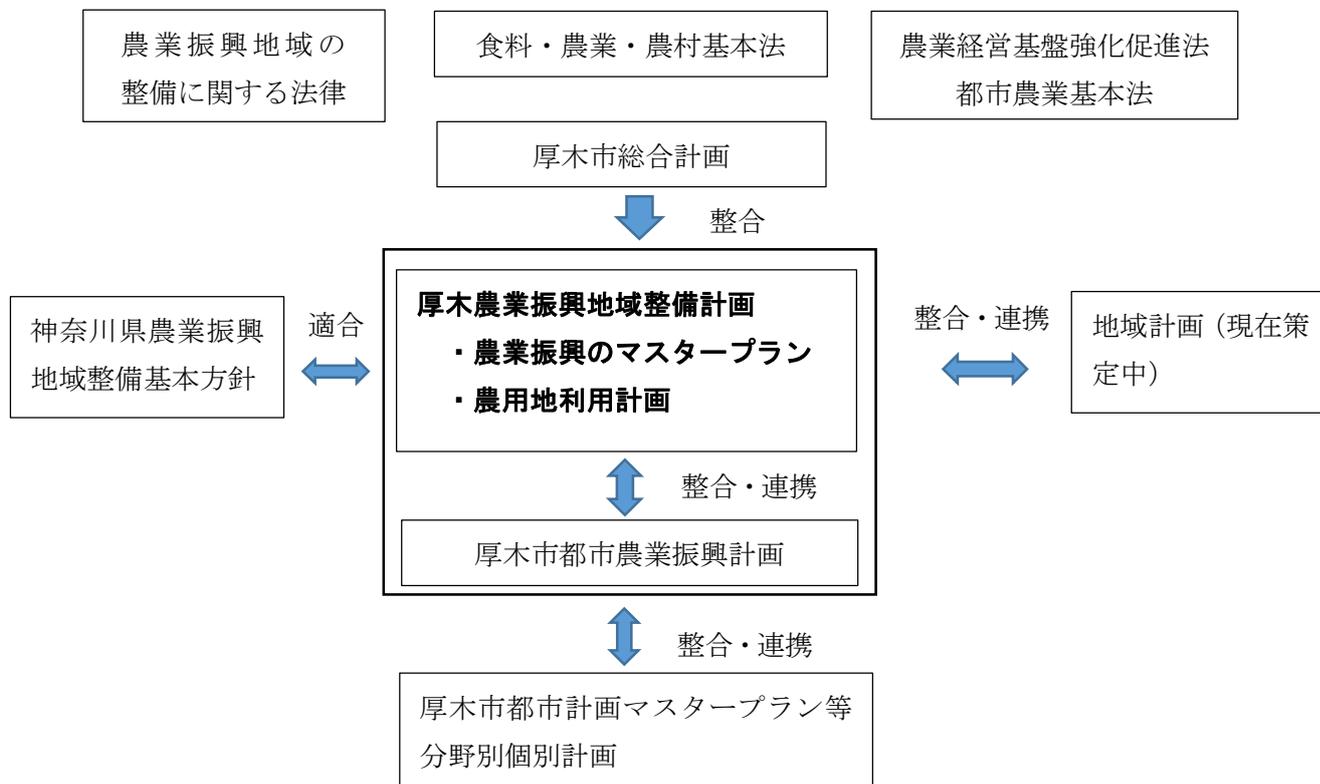
なお、計画変更は、法に基づき神奈川県が策定する農業振興地域整備基本方針に適合するよう進めます。

※本市計画

- ・策定 昭和49年5月
- ・最終変更 平成30年7月



2 計画の位置付け



3 現状と課題

(1) 現状

- ア 前回の計画変更（平成 30 年 7 月）から相当期間が経過し、その間、公共施設整備等により本市農用地区域に変化が生じています。
- イ 第 8 回線引き見直しにより都市計画の変更が予定されており、今後更に農用地区域の変化が想定されます。
- ウ 国際情勢の変化等による食料需給の不安定化や農業者の高齢化及び農業後継者の確保が困難な状況となっております。

(2) 課題

- ア 農用地区域内の農地が道路用地等に転用されており、現計画との整合を図る必要があります。
- イ 今後、都市計画の変更に伴い、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外が想定されることから、都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、農地の適正な保全と農業振興に取り組む必要があります。
- ウ 農業者の減少により、耕作放棄地が拡大し、今後農地が適切に利用されなくなり、食料の安定供給が困難になることが懸念されます。

4 変更方針

(1) 農用地区域から除外する農地の整理

基礎調査を実施し、公共施設整備等により、現況と適合していない農地については、農用地区域から除外します。

(2) 都市計画等他の土地利用計画との調整

第 8 回線引き見直し等により、都市計画等の変更が想定されていることから、必要な調整を行い優良農地の保全を図るとともに、都市的土地利用との調和を図ります。

(3) 持続可能な都市農業の振興

将来における食料の安定供給の確保に向け、新規就農者や認定農業者への支援など、地産地消の推進を図ります。

5 市民参加手続

法等の規定において計画（案）の縦覧、関係団体等からの意見聴取等実施すべき手続が定められており、本市の市民参加条例に基づく市民参加手続と重複するため省略します。

※法等に基づき実施する手続

- ・計画（案）の縦覧等（おおむね 30 日間）市町村の住民は意見書の提出が可能
- ・アンケート調査
- ・関係団体等からの意見聴取

6 変更スケジュール

日 程	内 容
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・法に基づき基礎調査を実施・アンケート調査・関係団体等からの意見聴取
令和7年度～	<ul style="list-style-type: none">・関係団体等からの意見聴取・計画素案を作成し、県と事前協議
令和9年度	<ul style="list-style-type: none">・計画（案）の公告・縦覧・県の同意を得て計画変更